

う蝕処置 (1歯1回につき) 18 (27)	
咬合調整 { 1~9歯 40 (60) 10歯以上 60 (90)	
残根削合 (1歯1回につき) 18 (27)	
歯髄保護処置 (1歯につき) { 齒髄温存療法 200 (300) 直PCap 154 (231) 間PCap 38 (57)	
象牙質レジンコーティング (1歯につき) 46 (69)	
早期充填処置 (シーラント) (乳歯又は幼若永久歯) (1歯につき、歯面清掃、前処理、材料料を含む) { 複合レジン系 145 (212) グラスアイオノマー系 { 標準型 142 (209) 自動練和型 143 (210)	
除去 (1歯につき) { 簡単 20 (30) 困難 48 (72) 著しく困難 80 (120)	
根管内異物除去 (1歯につき) 150 (225)	
手術用顕微鏡加算 +400 (+600)	
歯の破折片除去 (麻酔の費用は別算定) 30 (45)	
有床義歯床下粘膜調整処置 (1顆1回につき) 110 (165)	
う蝕薬物塗布処置 { 3歯まで 46 (69) 4歯以上 56 (84)	
知覚過敏処置 (1口腔1回につき) { 3歯まで 46 (69) 4歯以上 56 (84)	
生活歯髄切断 (1歯につき) 233 (350)	
歯根完成期以前及び乳歯 +42 (+63)	
失活歯髄切断 (1歯につき) 72 (108)	
口腔粘膜処置 (1口腔につき) 30 (45) (レーザー照射による処置を行った場合)	
後出血処置 530 (795)	
6歳未満 560 (840) (後出血処置は麻酔に使用した薬剤料を別途算定)	
口腔内外科後処置 (1口腔1回につき) 22 (33)	
口腔外外科後処置 (1回につき) 22 (33)	
口腔バイオフィルム除去処置(1口腔につき) 110 (165)	

抜 髓 (1歯につき)	感染根管処置 (1歯につき)	根管貼薬処置 (1歯1回につき)	根管充填 (1歯につき)	拔髓即充 (1歯につき) 《 》内は歯科訪問診療料のみ算定患者の点数	感根即充 (1歯につき)	加压根充処置 (1歯につき)
単根 234 (304) 2根 426 (554) 3根以上 600 (900)	{ 齒髄温存療法 後3月以内 192点減算 直PCap後1月以内 154点減算	単根 160 (208) 2根 310 (403) 3根以上 450 (675)	単根 33 (50) 2根 41 (62) 3根以上 57 (86)	単根 72 (108) 2根 94 (141) 3根以上 122 (183)	単根 306 (412)《 376》 2根 520 (695)《 648》 3根以上 722 (1083)《 1022》	{ 齒髄温存療法 後3月以内 192点減算 直PCap後1月以内 154点減算
					単根 232 (316)《 280》 2根 404 (544)《 497》 3根以上 572 (858)《 797》	単根 139 (209) 2根 168 (252) 3根以上 213 (320) 手術用顕微鏡加算(3根以上)+400 (+600) Ni-Tiロータリーファイル加算+150 (+225)

フッ化物歯面塗布処置 (1口腔につき)	
う蝕多発傾向者 (16歳未満、3月に1回) 110 (165)	
初期の根面う蝕 (65歳以上、3月に1回) 80 (120)	
エナメル質初期う蝕 (3月に1回) 100 (150)	
歯周基本治療 (浸麻の費用を含む)	
スケーリング(SC) { $\frac{1}{3}$ 顆につき +38 (+57) 初回時 72 (108) 2回目以降 36 (54) } ($\frac{1}{3}$ 顆単位)	
SRP { 前歯 60 (90) 小白歯 64 (96) 大白歯 72 (108) } (1歯につき)	
2回目以降 30 (45) 32 (48) 36 (54)	
歯周病定期治療(SPT) { 1~9歯 200 (300) 10~19歯 250 (375) 20歯以上 350 (525) (3月に1回) (歯周外科手術後等の治療間隔の短縮が必要な場合は月1回可) (口管強を算定する歯科診療所において治療を開始した場合は月1回可)	
口腔管理体制強化加算 (月1回) +120 (+180)	
(口管強) { 1~9歯 150 (225) 10~19歯 200 (300) 20歯以上 300 (450) (3月に1回)	
周術期等専門的口腔衛生処置 (1口腔につき)	
周術期等専門的口腔衛生処置1 100 (150) (周I、周IIの入院中患者に衛生士が実施、術前・術後に1回限り) (周III、周IVの患者に衛生士が実施、月2回限り)	
周術期等専門的口腔衛生処置2 110 (165) (歯科医師又は衛生士が実施、口腔粘膜に対する処置を行 い、口腔粘膜保護材を使用した場合、1回に限り)	
回復期等専門的口腔衛生処置 100 (150) (入院中の患者に衛生士が実施、月2回限り)	
機械的歯面清掃処置 (1口腔につき) 72 (108) (歯科医師又は衛生士が実施、2月に1回に限り)	
歯周病処置 (P処) (1口腔1回につき) 14 (21)	
歯周治療用装置 (印象、装着等を含む) (人工歯、鉤等は別算定) (歯周精密検査を実施した場合に算定)	
冠形態 (1歯につき) 50 (75)	
床義歯形態 (1装置につき) 750 (1125)	

暫間固定 (固定源となる歯は歯数に含めない)	
簡単なもの 230 (345) (エナメルボンドシステムの場合は200点 (300点))	
困難なもの 530 (795) (エナメルボンドシステムの場合は500点 (750点))	
暫間固定装置修理 70 (105)	
暫間固定除去 (1装置につき) 30 (45)	
線副子 (1顆につき) 680 (1020)	
口腔内装置1	
顎関節治療用装置 1530 (1545)	
歯ぎしりに対する口腔内装置 1650 (1725)	
口腔内装置2	
顎関節治療用装置 830 (845)	
歯ぎしりに対する口腔内装置 950 (1025)	
口腔内装置3	
歯ぎしりに対する口腔内装置 800 (875)	
気管内挿管時の歯の保護等を目的として製作した	
口腔内装置 680 (695)	
睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置 (1装置につき)	
睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置1 3300 (3450)	
睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置2 2300 (2450)	
舌接触補助床 (1装置につき)	
{ 新たに製作した場合 2620 (2680) 旧義歯を用いた場合 1120 (1180)	
口腔内装置調整1 120 (180)	
口腔内装置調整2 120 (180)	
口腔内装置調整3 220 (330)	
口腔内装置修理 234 (351)	
術後即時顎補綴装置 (1顆につき) 2800 (2950)	
注) 暫間固定、線副子、口腔内装置、睡眠時無呼吸症候群 に対する口腔内装置、舌接触補助床、術後即時顎補綴 装置の点数は装着料を含む。印象採得料、装着材料料 は別算定。	